

水田活用の直接支払交付金

「5年水張りルール」の見直しについて

経営所得安定対策のうち水田活用の直接支払交付金（水活）について、水田政策の見直しにより、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めません。

（食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定））

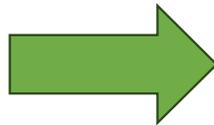
※令和7・8年についても、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、1か月以上の湛水管理（水張り）をしなくても交付対象とします。

ルールの変更内容

●現行ルール

令和4～8年度の間、

- ① 水稻作付 又は
- ② 1か月以上の湛水管理
（かつ、連作障害による収量低下等の発生が確認されていないこと）



●変更後ルール

令和4～8年度の間、

- ① 水稻作付 又は
- ② 1か月以上の湛水管理 又は
- ③ 連作障害を回避する取組
（令和7年度又は8年度）

※令和4～6年度に、水稻作付又は1か月以上の湛水管理に取り組んだ圃場は、令和7年度又は8年度の連作障害回避の取組は必須ではありません。

連作障害を回避する取組とは

- ・ 土壌改良資材・有機物（堆肥・もみ殻などを含む）の施用
- ・ 土壌に係る薬剤の散布
- ・ 後作緑肥の作付け
- ・ 病害虫抵抗性品種の作付け
- ・ その他地域農業再生協議会などが連作障害を回避する取組であると判断する取組

《例》

- ・ 最適な土壌pHにするため、播種前に苦土石灰を施用
- ・ 土づくりに向け、播種前に、発酵鶏ふんを施用
- ・ センチュウ対策として、作付前に、くん蒸の薬剤を使用し、土壌を消毒 など

連作障害回避の取組の確認方法について

連作障害回避の取組を行ったことの根拠資料として、

- ・取組を講じたことが分かる書類（作業日誌、栽培管理記録）
- ・当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票など）

地域再生協議会の求めに応じて提出できるように各自保管しておいてください。

よくあるお問い合わせ内容

質問：交付対象外水田になった場合どうなるのか？

回答：水田活用の直接支払交付金の対象外となり、該当する交付金を受けることができなくなります。
具体的には、戦略作物助成や産地交付金等が該当し、加工用米・新規需要米・麦・大豆・そば
・野菜などの畑作物を含む転作作物に対する交付金が受けられなくなります。

質問：令和9年度以降も水張りを行う必要はあるのか？

回答：令和9年度以降は、水田機能の有無ではなく、作物に着目した支援となるため、水田機能の有無を
目的とした「5年水張りルール」は求めないこととなります。

質問：交付対象外となった農地は、登記上の地目や課税上の地目が変わるのか？

回答：水田活用の直接支払交付金の制度上の取扱いのみを変更するものであるため、登記や課税上の
地目変更を行う必要はありません。

質問：農地の耕作者が変わった場合、交付対象外となった水田はリセットされ交付対象水田になるのか？

回答：所有者や耕作者にかかわらず水田一筆ごとに判定されるため、一度交付対象水田から外れた場合、
原則交付対象水田に戻ることはありません。

質問：育苗ハウスの設置されている圃場も対象ですか？

回答：育苗ハウスの設置の有無にかかわらず、1か月以上のたん水管理や連作障害回避の取組を
行わない場合、交付対象外水田となります。

質問：令和6年度以前に「連作障害を回避する取組」を実施していた場合は、交付対象となるのか？

回答：連作障害を回避する取組については、令和7年と又は8年度における対応であるため、
令和6年度以前に実施した場合は対象にはなりません。

お問い合わせ先

関川村農業再生協議会 事務局

関川村役場農林課内 TEL：0254-64-1447